

軽貨物自動車10台の賃貸借仕様書

1. リース車両 軽貨物自動車（キャブバン 2WD ATまたはCVT ガソリン車）10台
*車体色 白色
*装備品 ①フロアーマット一式（ゴム製）
②ナビゲーションシステム（純正使用、バックモニター付き）
※テレビ視聴は不可とする
③ドライブレコーダー（前後 常時録画タイプ・メモリー32GB・別紙仕様書のとおり）
④プライバシーガラス（フィルム可）
⑤文字書き 川越市（フロントドア左右・丸ゴシック・一文字7cm・紺）
2. リース期間 令和8年2月1日～令和13年1月31日（5年・60箇月）
（地方自治法第234条の3および川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条に基づく長期継続契約）
3. リース内容 リース方式 車両及びメンテナンス
月間走行距離 約800km
残価の清算 なし
4. リース料に含む項目
登録納車諸費用
自動車税環境性能割
リサイクル料金
自動車重量税
自動車税（種別割）
自賠責保険料
車検整備（定期点検整備及び継続検査）
法定定期点検
6ヶ月点検
一般修理
オイル交換（6カ月又は5,000km）
バッテリー1個交換
タイヤはオールシーズンタイヤとし、期間内に必要な本数を計上（交換作業含む）
その他消耗品、摩耗部品交換等
代車（リース車同クラス）法定点検及び車検整備時（但し48時間超過する時）
5. 新規ナンバー取得車両とすること。

※入札に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額として、かつ月額（1 箇月）を記載してください。

※この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額または、削除があった場合には、当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。

※賃貸借代金に付すべき消費税が改正され、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用することを、賃貸借契約書に記載する。

ドライブレコーダー 仕様書

1. ドライブレコーダーの性能・機能に関する要件

- (1) 常時録画、衝撃録画及びマニュアル録画ができ、(映像と音声)が記録できること。
- (2) 電源はシガーケーブルタイプではなく配線ケーブルタイプであること。
- (3) 有効画素が200万画素以上であること。
- (4) 本体に2.5インチTFT以上の液晶画面があること。
- (5) カメラ角度は、水平（対角ではない）100度以上あること。
- (6) GPSが搭載されており、車速が記録できること。
- (7) LED信号機対応であること。
- (8) 32GB以上のメモリーカードが付属されていること。
- (9) 取付車両に合わせて、取付方法がフロントガラス貼付け又はダッシュボード取付けの選択ができること。
- (10) 衝撃を検出する感度を任意で選択できること。
- (11) 一定以上のGを検出すると音声またはアラーム音で知らせる機能があること。
- (12) DC12V・DC24V両方に対応していること。
- (13) 映像再生が本体、テレビ及びパソコンで可能であるもの。

2. ドライブレコーダーの設置に関する要件

- (1) 設置の際に、設置車両に合わせた初期設定を行うこと。
- (2) 設置するドライブレコーダーの電源は、シガーソケットからではなく、安易に電源が切れない場所からとること。